

全国司法書士女性会FAX通信310号 (2019年6月号)

発行責任者 会長 鵜川 智子

事務局 〒569-1117 大阪府高槻市天神町1-8-2寺本ビル2階
司法書士 鵜川智子 fax 072-683-8305

e-mail takatsuki@office-ukawa.jp

HP <http://shihosyoshi-joseikai.com/>

7月28日(日)熊本日航ホテルにて民法研修会を開催致します。
ご予約のほど、宜しくお願い致します。
また、女性会への研修会のご希望をお寄せください、日本全国ご希望の
場所に伺わせていただきます。

さらに、10月5日(土)全国司法書士女性の集い並びに全国司法書士女
性会総会を開催いたします。彦根でお会いしましょう。

そして、やがて業務歴50年 岡山県会 富阪副会長からの寄稿文、
日韓学術交流研究会連続出席の長野県会 宮原副会長からの寄稿文、並
びに、東京会の山口副会長からの寄稿文を掲載いたします。

会員各位

民法研修会のご案内 2019年6月

主催 全国司法書士女性会 会長 鶴川智子

拝啓 会員の皆様には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、120年ぶりの民法（債権法分野）の抜本改正の施行日が2020年4月と近づいて参りました。今回の改正は消滅時効・保証制度・法定利率・損害賠償と契約関係全般に及びます。
全国司法書士女性会は、熊本に於ける研修会開催に当たり、法制審議会民法（債権関係）部会委員として改正に関与された中井康之弁護士を講師にお招きし、改正の概要と施行までに検討すべき事項についてご講演頂きます。（研修会費無料）
男女を問わず ご参加いただけますので 沢山の皆様方のご参加をお待ちしております、単位付与申請可能です。

1. 2019年7月28日 日曜日 14時から17時
於 ホテル日航熊本
(熊本市中央区上通町2-1 TEL 096-211-1111)
(恐縮ですが、申し込み多数の場合お断りすることがあります)

+++++++参加申し込み++締め切り7月19日(金)+++++++
(切り離さずにお送りください)

お名前

ご住所

FAX番号(必ずご記載下さい)

ご質問がありましたら、

+++++++申込み先、安部康子事務所+++++++

事務所 〒870-0045大分市城崎町2丁目1番5号 電話097-537-2084

FAX ⇒097-537-2091

第23回女性の集い、第20回全国司法書士女性会総会

全国司法書士女性の集いのご案内

主催：全国司法書士女性会

ゆるキャラの“ひこにゃん”で有名になった彦根城近くのホテルへ
疲れを癒しに来てください。
ホテルでは静かな空気が漂い、目の前には琵琶湖が広がっています。
研修内容は司法書士にとって絶対に必要な債権法改正です。

懇親会後は、街に出るもよし、温泉に出かけるもよし。
是非、現地でお会いしましょう。
新幹線米原駅からホテルまでの送迎もごぞいます。

記

- 開催日時 2019年10月5日(土) 13:00～16:00
- 開催地 彦根ビューホテル
〒522-0002 滋賀県彦根市松原町網代口 1435-91
TEL 0749-26-1111 (ホテル直通)
- ◇集合 12:30 米原駅東口(在来線側)
- ◇研修会 13:00～16:00
テーマ：『待ったなし！今から必要！！民法(債権関係)改正』
講師：弁護士 中井康之 氏
法制審議会民法(債権関係)部会委員
定員：60名
- ◇第20回全国司法書士会女性会定時総会 16:00～16:30
- ◇懇親会(全国司法書士女性の集い) 17:00～19:00
- ◇参加費用 ◎研修会費 無料
◎懇親会費 7,000円 <<当日会場でお支払いください>>
◎宿泊費 6,600円(朝食付)

- ※ 女性会会員以外の方のご参加も承っております。もちろん、男女共同参画型です。
- ※ 研修会参加者は、所属司法書士会の研修単位の付与申請が可能です。
- ※ 参加申し込み方法 右申込書を、実行委員会事務局までFAXにてお願い致します。
- ※ 定員を超えた場合、ご入場いただけないことがございます。ご了承くださいませ。
- ※ 翌日はゴルフコース、彦根城コース、観光コースに分かれる予定です。

参加申込書

(9月 27日 締切)

お名前 _____

所属会 _____

事務所 _____

TEL _____

FAX _____

※ ご希望にチェックして下さい

総 会 参加【 】 不参加【 】 研 修 参加【 】 不参加【 】

懇親会 参加【 】 不参加【 】 宿 泊 する【 】 しない【 】

翌日（日曜日）のご希望

【 】 ゴルフ

【 】 彦根城

【 】 観 光

FAX送信先 全国司法書士女性会事務局

(司法書士法人鶴川事務所事務所内)

FAX→072-683-8305

♪全国司法書士女性会入会のお申込み・お問い合わせ等

E-mail→ takatsuki@office-ukawa.jp

URL→<http://shihosyoshi-joseikai.com>

女性司法書士今昔物語

私は昭和45年37歳で司法書士になった。翌年初めて司法書士の総会に意気揚々と出席したところ、S司法書士とT司法書士が私のところにやってきて、あんたがいと目障りなので即刻退会してくれと言われ、私はあつけにとられた。

その後も、会に出席するたび、会には出席しないでくれと言われたが、青年会の人々にぼくらがついているから頑張れと励まされ、嬉しくて涙があふれた。

後から知った話だが、当時は司法書士になるには認可制で、試験+法務局の認可が必要だった。私が司法書士になるにあたって会長、理事がこぞって反対したが、当時の曾田登記課長が反対を押し切って認可してくれたそうである。曾田氏には心からお礼を申し述べたい。私にとっては大恩人である。

仕事の方は順調に依頼があった。舅が税理士だったので、舅の知人の税理士からの依頼が舞い込んだ。私は司法書士になる前は、県庁でタイピストをしていたので、書類はすべてタイプで作成し、早くて奇麗と評判になった。芸は身を助くというが、県庁職員在籍当時、タイピストのコンクールに出ささせていただき、全国優勝した翌日、NHKの人気番組 私の秘密 にタイピスト日本一として出演することができたのは、私の一生の思い出である。

当時は申請書はすべて手書きだった。筆記用具はガラスペンにインクをつけて使用していた。ようやくボールペンが認められ、楽になった。不動産登記は書く字数が少なく簡単だったが、法人登記は定款、議事録等、書くことが多く、ほとんどの司法書士が敬遠していたので、私にとってはラッキーだった。

今と違って研修などは全くなく、会の理事は会員から集めた会費で度々会議と称して飲食をしていた。総会の後、宴会があったが、やとな と称する着物を着たおばさんが会員にお酌をし、愛嬌をふりまいていた。その後、やとな のかわりに若い女性の洋服を着たコンパニオンが来るようになる。

私が司法書士になったのは実父の勧めがあったから。父は司法書士だった。長い間一緒に仕事をしていたので、突然ガンで急死したあと補助者だけでは心もとなくなり、資格者をいれることにし、採用したのが佐藤典子氏である。

ところが理事会に呼び出され、司法書士を雇用するのはけしからん。即刻解消するようにときついおしかりを受けた。私は何法の何条にあるのですか？と問いたしたがダメだ 駄目だ の一点張り。児島の藤井司法書士は下浦司法書士を雇用しているのではないか。東京の相馬さんはじめ、大阪にも高橋さんなど司法書士を雇用している人は大勢いると反論したが、大きな声で恫喝され睨みつけられた。

佐藤さん自身にも、電話を別に引けとか、看板を出せとかいろいろ嫌がらせがあったようだが、よく辛抱してくれたと感謝している。

昔は何かにつけて、会の理事からの締め付けが厳しく、看板の字が大きすぎるとか、二つ出してはいけないとか、とにかく文句ばかり言われた。

昨今のマスコミによる、ど派手なコマーシャルを見るにつけ、時代の変化を痛感するとともに女性司法書士の数の多さ、活躍振りは目を見張るものがあり、大いにエールを送りたい！

全国司法書士女性会
副会長 富阪 幸子
(岡山県司法書士会所属)

第15回日韓学術交流研究会に参加して

2018年11月16日（金）東京都四ツ谷の日本司法書士連合会の会館において開催されました交流研究会に、全国司法書士女性会の副会長として出席させていただきました。交流会内容等については、月報に詳しく掲載されているのでここでは省略させていただき、個人的な感想を書いてみたいと思います。

まず、何よりも熱心な、熱心な韓国の法務士先生の姿に感激しました。年齢的には20歳代から70歳代まで、女性含め16名です。正式名は、大韓法務士協会所属の法務士です。ソウル北部地方法務士会の会長様から大韓法務士協会の総務課長様等、日本で言えば、連合会会長、それぞれの地方法務局の司法書士会長、研究所研究委員等が集まりました。皆様、日本の司法書士制度にたいへん関心をもっており、もとは裁判所勤務だった法務士さん、試験組の法務士さんとさまざまですが、特に若い女性法務士さんは本当にイキイキとして仕事に励み、日本の司法制度に深い関心をもっていました。

不動産登記、裁判事務、成年後見制度等はほぼ日本と同じようですが、不動産登記関係に関しては「画像公証制度」（インターネット画像装置を利用した電子文書の認証の在りようについて）があり、日本よりはるかに先をいっていました。また、「不動産犯罪と法務士」についても、日本と同様のことが起きているのには驚きでした。

15日の夜、また、16日の夜の晚餐会においては、7～8名のテーブルにわかれ、それぞれ通訳のもとに楽しく会話ができました。

通訳の方も日本の司法書士制度、韓国の法務士制度を理解しており、話はとてもスムーズでした。日本と韓国、いろいろな違いがあるにしても、この交流会を通じ、それぞれよりよい制度に発展していくことと思いました。

楽しく有意義な交流会、晚餐会に出席できたことに感謝いたします。

そして、この報告がこんなにも遅れてしまったことを反省しています。

2019年4月 全国司法書士女性会
副会長 宮原 恵子
(長野県司法書士会所属)

女性に優しい!?今回の民法相続法改正

副会長 山口里美（東京会）

私は、年間に60回ほど、各地で「高齢者の備え」に関する講演に登壇させて頂いております。何故、そのような活動に拘るか……。実は、23年も前ですが、父親をあっけなく病で失い、相続にまつわる情報がわからないために、大変な思いをした自身の経験があるからです。自分と同じように大変な思いをする方、悲しい思いをする方を、日本から一人でも減らしたいという思いで、各地で備えのお話をさせて頂いているのです。しかし、終活という言葉がこれほど普及しながらも、「私だけは認知症にはならないわ」、「ウチは家族仲が良いからもめ事なんて関係ないわ」と思っている方が、どれほど多いことか。講演活動は、シニアの皆様への啓蒙活動のつもりでお伝えしております。

そのようななか、ご存知の通り民法の相続法がこの2年で続々と改正されています。この法改正の目的は、高齢化が進む社会情勢の変化の中、老々相続が増加し、特に高齢となり、残された配偶者の生活に配慮する必要性が高まったことが挙げられています。つまり、配偶者（妻）をはじめ女性の住まいと暮らしに関する権利保護が強くなったと言われているのです。

最たるものは、2020年7月に創設される「長期配偶者居住権」。相続で自宅建物の所有権が他の相続人等の手に渡ったとしても、故人の配偶者が終生、無償で自宅に住み続けることができる権利です。（別途、短期も定められました）

配偶者居住権を得るには、遺言で指定してもらう、遺産分割協議、家庭裁判所の審判等の方法があります。ただ、速やかに話がまとまらない可能性もあるので、妻の住処を案じられるご主人は、遺言の指定をされるのが確実だと思います。配偶者居住権を主張できるのは、配偶者本人が居住している物件に限ります。また、仮に、家の所有権を息子が相続し、配偶者は居住権のみで当該の家に住み続ける場合、固定資産税は所有権を持つ息子が納めなければならないため、その費用負担が問題となります。

又、所有者がこの物件を売却しようとした場合、居住権のある物件は買い手がつかないため、売却を実現するためには配偶者に居住権を放棄してもらわなければならないこととなります。

そのほかに、介護を行った「長男の妻」等に、金銭による特別寄与料の請求が認められました。相続のご相談をお受けしていると、「一生懸命、永年お義父さんを介護したのに、何も残してくれなかった」等という、お嫁さんからの不満を非常に多くお聴きします。そのような方が、今回の法改正で報われることとなります。但し、この相続人に対する請求が認められるには要件があり①無償で労務提供をしたこと、②故人の財産が維持または増加されたことが必要です。更に、請求者は介護等に要した費用の領収書等の証明を用意しなければなりません。また、請求が認められなかった場合には、家庭裁判所に協議に代わる処分を求める請求をしなければならず、かなりハードルが高いようですが、これまで「話の中に参加することすらできなかった人」の権利が守られることになったのは事実です。

2013年9月5日以降に起こった相続では、婚外子の法定相続分を嫡出子と同等に計算することになったことは、皆様のご記憶にも新しいところだと思います。それ以降、現場で感じるのは、やはり、「相続にまつわる争い事」が増えたということです。

権利主張することができる人が増えるということは、比例して、もめ事も増えるということです。残念ながら、今後も、相続争いは増加する気配です。

男女の平均寿命の差から、どうしても、相続問題や残された手続きで苦しむのは女性の方が多いと言えます。だからこそ、女性にはいろいろ情報を知っておいて頂きたいと思います。ご相談をお受けすると、「女性の先生でよかった」というお言葉もたくさん頂戴します。私は、司法書士という仕事をするうえで、男女の性差はないと考えております。ただ、相続人として残られた方が女性であれば、女性の方がお気持ちを理解しやすいのではないかなと感じます。

この通信を多くの女性会員の方がお読みだと思えます。ぜひ、女性ならではの優しさで、相続問題等でお困りのご相談者に寄り添ってさしあげて頂きたいと思えます。

私も、まだまだ未熟ですので、より多くのご相談者のお役にたてるよう、更に研鑽を重ね、自身を磨きたいと思えます。